

令和6年度（2024年度）

熊本県における事務の的確・適正な
執行の確保に関する評価報告書に
係る審査意見書

熊本県監査委員

令和6年度(2024年度)熊本県における 事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書に係る審査意見

「熊本県監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和7年(2025年)9月1日

| | | |
|---------|----|----|
| 熊本県監査委員 | 小原 | 雅之 |
| 同 | 竹中 | 潮 |
| 同 | 松村 | 秀逸 |
| 同 | 吉田 | 孝平 |

1 審査の対象

「令和6年度(2024年度)熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度(2024年度)熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書(以下「評価報告書」という。)の審査は、熊本県知事が作成した評価報告書について、熊本県知事による評価手続に沿って適切に実施されたか、事務の的確・適正な執行の確保に関する制度(以下「制度」という。)の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、熊本県知事及び評価部局から報告を受け、「熊本県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表)の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたうえで、審査を行った。また、監査において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

(指摘事項)

監査において確認したところ、これまでと同様、職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れが一部の所属で発生していることが確認されたが、いずれも重大な不備には該当しないことを確認した。

「適正な事務処理の確保」や「個人情報保護」、更には令和7年度に必修化された「情報セキュリティ」に関する研修等を通じて、個人情報の重要性についての職員の認識をより一層高めるとともに、業務委託先も含め、個人情報を取り扱う事務のチェック体制、情報漏えいの防止策を強化・徹底していただきたい。

また今後とも、本制度による日常的モニタリングが有効に機能し、評価手続きが適正に行われ、リスク発生防止のための一層効果的な仕組みとなるよう引き続き取り組んでいただきたい。